

ものづくり補助金とは

1. 中小企業がこんな場面で活用できる補助金です

- 新たな事業を始めたいが設備が必要
- 新製品を開発したいが、設備や試作費用がかかる
- 作り方を変えて生産性を高めたいが、新たな設備が必要
- 新しいサービスを追加したいが設備やシステムの導入が必要
- サービスの効率を高めたいが新たな設備やシステムが必要 等々

2. ものづくり企業のみでなく、サービス業や商業も対象になります

制度の正式名称は「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」です
大企業が株主または役員の大半を占めている「みなし大企業」は対象外です

3. 事業内容の革新性（新しさ、創意工夫、優位性など）が審査されます

老朽設備の単なる更新や、新規の事業を伴わない単なる増設は採択になりません
その設備やシステムを活用してどのような新しいこと（事業）を行うかが審査されます

4. 対象とする事業の成果に条件があります

会社全体の付加価値額が年率3%以上向上すること（3年から5年以内）

（付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費）

会社全体の給与支給総額が年率1.5%以上伸びること（3年から5年以内）

最低賃金が県の定める最低賃金時給＋30円以上であること

5. 詳しいことはお問合せください

- ものづくり補助金の公式サイトで公募要領を確認する

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html>

- （公財）上伊那産業振興会に問い合わせる

メール：keisei2017@ina.janis.or.jp TEL： 0265-76-5661

ものづくり補助金の制度概要（令和2年度実施分）

- (1) 補助金上限 1000万円 下限 100万円
- (2) 補助要件
 - 3～5年の事業計画において、以下の要件を満たすこと
 - ・付加価値額の伸び +3%以上/年 （営業利益+人件費+減価償却費）
 - ・給与支給総額の伸び +1.5%以上/年
 - ・事業場内最低賃金 県が定める業種別最低賃金+30円以上
- (3) 補助事業実施期間 交付決定後最大10カ月
- (4) 補助率と対象経費 種類別に下表を参照（コロナ特別枠は第4次で終了）
- (5) 次回第5次公募予定 2021年2月 （2020年12月中に開始予定）

制度	種別	補助率	対象経費
通常枠 （令和元年度 補正予算）	小規模事業者対象	2/3	機械装置・システム構築費（必須） 外注費、技術導入費、専門家経費、 運搬費、原材料費、クラウド利用 費
	中小企業者対象	1/2	
コロナ特別枠 （令和2年度 予算）	A類型	2/3	上記に加えて、 広告宣伝費、販売促進費 事業再開枠として感染防止対策費
	B類型、C類型	3/4	

A類型：サプライチェーン毀損対応

B類型：非対面型ビジネス転換

C類型：テレワーク整備